

高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

（目的）

第1条 この要綱は、たかまつ男女共同参画プランに基づき、審議会等において女性の積極的な登用を図り、政策決定、方針決定等の過程への男女共同参画を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「審議会等」とは、法令、条例、規則等に基づき設置された審議会、審査会、委員会、協議会等をいう。

（目標）

第3条 審議会等の委員のうち、女性が占める割合は、令和8年度までに44パーセント以上となるよう積極的に推進するものとする。

2 女性の委員がいない審議会等を解消するものとする。

3 令和8年度までの間に、新たに設置される審議会等については、設置当初から女性の委員が占める割合を44パーセント以上とするよう努めるものとする。

（選任基準）

第4条 市長は、所管する審議会等の委員の選任基準を次に掲げる方法等によって見直すことにより、女性の積極的な登用を図るものとする。

(1) 学識経験者及び市民から選任される委員については、女性の登用に特別の配慮をすること。

(2) 団体から推薦される委員については、団体の長等の役職に限定せず、女性のうちから適任者を推薦するよう協力を要請すること。

（登用状況）

第5条 各局長は、毎年度末現在で所管する審議会等の委員への女性の登用状況を高松市男女共同参画推進本部設置要綱（平成8年3月6日制定）に定める高松市男女共同参画推進本部に報告しなければならない。

2 市長は、審議会等の委員の選任に際し、委員のうち女性の占める割合が44パーセントに達しない場合は、その所管の各局長に対し、市民政策局長及び男女共同参画・協働推進課長と協議させるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。